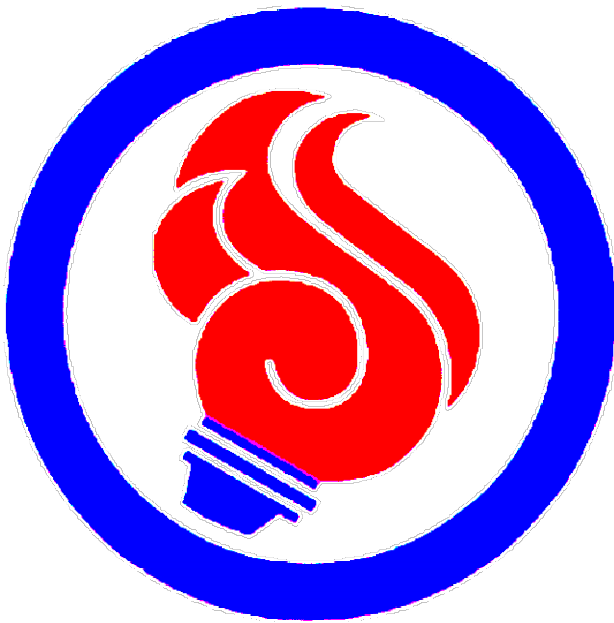


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第2回競技式典専門委員会



日 時 令和元年10月18日（金）14時～

場 所 亀山市役所 3階 大会議室

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 第2回競技式典専門委員会

【報告第1号】

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（競技式典分野）・・・ 1

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市式典実施要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市旅費支給規程（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【参考資料】

資料1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会競技式典専門委員会
委員名簿・・ 7

資料2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・ 8

資料3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・・ 13

資料4

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画・・・・・・・・・・・・ 16

資料5

三重とこわか国体亀山市競技運営基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

資料6

三重とこわか国体亀山市施設整備基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

資料7

三重とこわか国体亀山市リハーサル大会開催基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

資料8

三重とこわか国体亀山市式典基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

資料9

三重とこわか国体亀山市情報通信基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

第2回競技式典専門委員会 次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

【報告第1号】

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（競技式典分野）

4 議事

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市式典実施要項（案）について

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市旅費支給規程（案）について

5 閉会

報告事項

第74回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体 視察報告

令和元年10月1日～6日まで、茨城県で開催されましたいきいき茨城ゆめ国体を視察しましたところ、内容は以下の通りでしたので報告します。

1. 目的

令和3年度に三重県で開催される「三重とこわか国体」において、本市が担当となるウエイトリフティング競技、軟式野球を中心に視察し、今後の業務に活用することを目的とする。また、おもてなしや輸送交通、皇族視察の状況など幅広く情報収集を行い、大会運営の参考とする。

2. 視察実施日：令和元年10月1日～6日（6日間）

3. 視 察 先：高萩市（ウエイトリフティング、軟式野球）

日立市（軟式野球）

4. 視 察 職 員：事務局職員4人

市職員6人

（総務班、受付案内班、競技会場班、式典表彰班、おもてなし班、環境美化班）

5. 視察報告（競技式典に関すること）

◆式典（ウエイトリフティング）

①監督者会議

競技が行われる前日に、約1時間にわたり監督者会議が行われ、トロフィーの返還や列席者の挨拶、会場市の代表の歓迎の挨拶、競技の説明などが行われる。

会議出席者は、日本ウエイトリフティング協会5名、開催地市長、県協会長、議長、教育長、体育協会長の5名、各都道府県監督、後催県視察員、競技役員約30名を含め総勢約150名の出席者であり、約1時間程度で会議は終了した。

会議資料として、「選手棄権一覧表、選手交代一覧表、あっせん弁当申込確認票、プログラム、茨城県観光冊子、高萩市観光冊子」が各県に配布されていた。

本市で監督会議を開催する場合、出席者数や会議実施内容を考えると、会場は、文化会館中央コミュニティーセンターが最も相応しいと考えられる。

②階級別表彰式

階級は成年男子が9階級、少年男子が9階級、女子が3階級あり、それぞれにスナッチ競技とクリーン&ジャーク競技の2種類の競技がある。階級ごとに2競技終了次第、競技会場に表彰台などを速やかに設置し、2競技の表彰式を順に行う。表彰式終了後は表彰台などを速やかに撤収し、次の階級の競技の準備を行う。（繰り返し）

③総合表彰式

全種別競技全階級終了後、競技会場を総合表彰式場に配置換えし行われる。天皇杯、皇后杯の授与のため、総合成績発表や男女総合と女子総合の2種類の表彰を行う。また、最後に協議会終了宣言も行い、競技会の全行程が終了となる。

式の司会進行は、県ウエイトリフティング協会が実施する。

式典の中で、高萩市と茨城県ウエイトリフティング協会に対し、日本ウエイトリフティング協

会から感謝状が贈呈される。

高萩市では式典の係長として1人の担当者が大会会場トロフィー返還式から総合表彰式まですべて1人であり合計6日間競技に専従となるため、本市で行う際は、大会運営と平常業務をともに支障なく実施するため、必要な人員を確保し、係長級を最低でも2名は配置し、交代制にする等配慮が必要であると考え。 (その他の役割を担う係員は数名でローテーションしている)

◆式典（軟式野球）

①監督会議

・受付案内について、選手・監督・役員・審判員の受付は競技団体、視察員の受付は実行委員会が対応をしていた。実行委員会は行政側の対応のみを行い、概ねの運営は、競技団体が行っていた。

・会議開催の時間は30分程度であった。司会は競技団体側で行っていた。

・配布物資料袋の中に監督会議パンフレット、プログラム、ミニプログラム、るるぶの案内本が入っていた。

②開始式

・第1試合開始30分前に、会場役員、両チームによる開始式が行われた。開始式では、開会宣言、トロフィー返還、軟式野球連盟挨拶、市長挨拶、始球式、大会旗等掲揚が実施され、概ね20分程度であった。また、会の進行は、軟式野球連盟が行っていた。

◆会場設営

会場設営として、競技は市文化会館で行い、アップ場、練習会場を隣接する敷地内に仮設（テント）していた。また、選手控室、検量所、ドーピング検査室を市文化会館に隣接する体育館に設け、雨天の場合を考慮し、諸室への導線は、可能な限りテント通路としていた。(この流れができるよう諸室の配置を考慮する必要がある。)

◆競技運営（軟式野球）

・競技の進行は、人の確保、配置を含め原則として軟式野球連盟が実施する。実行委員会の役割として、5回、9回、試合終了後にFAXで記録速報用紙を他会場へ送信する業務を行う。また、他会場から送付されてきた情報を受信し、必要部数をコピーし、記録速報レターケースに入れる。

・自県チームが試合を行う会場は、観客数が大幅に増加することが見込まれ、また、試合終了後も観客が長時間会場に滞在するため、撤収作業が大幅に遅れることがある。

・観戦が屋外となるため、雨天の場合は、学校観戦を中止していた。

◆皇族視察

・ウエイトリフティング競技会場では、高円宮久子妃殿下が視察された。

・当日は、到着1時間前あたりからSPが会場を見回り、到着直前には車両と入場スペースを確保し、出入口での一般観覧者の入場を制限した。一般の方がお迎えする場合は玄関横に並び厳重な体制であった。(降車から入場時は、撮影も制限されることがある。フラッシュ禁止)

・来場車両は6台で、玄関で市長、日本協会副会長（最上位者）、茨城県協会長の3名がお迎え、市長が会場まで案内誘導していた。視察終了後も同様に3名が見送りをしていた。

・視察席は、机（白布）と椅子2脚、後方に6脚並べられ、競技説明役として日本ウエイトリフティング協会専務理事が対応していた。

・皇族視察について、約30分前、入退場時の3回、会場アナウンスが行われた。また、視察時

間は、約50分であった。

- ・入退場する際であっても競技を中断することはなかった。
- ・ウェイトリフティング競技では、例年、皇族視察が実施されており、競技会場内外の導線や視察場所の確保を事前に検討する必要がある。

【記録写真】

競技会場	アップ場（仮設）
選手控室（体育館）	練習会場（仮設）
監督者会議	総合表彰式

会場表示（日立市）



競技会場（日立市）



競技会場（高萩市）



アップ場（日立市）



開始前グラウンド整備（日立市、雨天）



開始式



議

案

三重とわか国体亀山市式典実施要項（案）

1 目的

この要項は、三重とわか国体亀山市式典基本計画に基づき、三重とわか国体亀山市開催競技における式典の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 式典運営

式典の運営は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、競技団体及び関係機関・団体の協力を得ながら、実施する。

3 式典内容

開始式・表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容および所要時間については、選手のコンディション等に配慮し、必要に応じて変更できるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

4 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会および競技団体等が別途協議の上、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における式典の実施については、各競技会の規模に応じて、この要項を準用するよう努める。

三重とこわか国体亀山市旅費等支給規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、亀山市で開催する三重とこわか国体および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の大会運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的な事項を定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

（支給対象）

第2条 大会運営に従事するもののうち、この規程で定める旅費等の支給対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他、三重とこわか国体亀山市実行委員会会長が認める者

（旅費の種類及び支給）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下これらを「交通費」という。） 、日当及び宿泊料とする。

- 2 交通費の支給は、市の取扱いに準じるものとする。ただし、計画輸送を利用した場合は支給しない。
- 3 日当及び宿泊料は、県の補助単位及び補助対象日数を上限とし、予算の範囲内で支給する。
- 4 競技補助員には宿泊料を支給しない。また、中学生及び高校生には、日当を支給しない。ただし、宿泊料については、会長が認める場合は支給することができる。
- 5 旅費は、競技団体へ一括支給することができることとする。
- 6 旅費の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

（その他）

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会 競技式典専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	事務局長	小坂 平和
委員	亀山市スポーツ推進委員会	副会長	高宮 聖治
委員	三重県ウエイトリフティング協会	理事長	宮崎 彰也
委員	三重県軟式野球連盟亀山支部	審判部長	佐々木 光晴
委員	三重県カローリング協会	競技部長	江崎 純子
委員	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	代表	中畑 富行
委員	三重県ビリヤード協会	事務局長	宮本 英悦
委員	亀山市レクリエーション協会	理事長	小林 茂
委員	公益財団法人 三重県体育協会	次長兼課長	黒川 雅司
委員	亀山市中学校体育連盟	理事長	齋藤 萌
委員	三重県高等学校体育連盟	理事長	藤田 隆司
委員	三幸・スポーツマックス共同事業体	亀山市運動施設総 括責任者	奥川 清美
委員	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	主幹	前田 哲哉
委員	亀山市生活文化部文化スポーツ課	課長	小森 達也
委員	亀山市産業建設部用地管理課	課長	村山 成俊
副委員長	亀山市教育委員会事務局学校教育課	課長	西口 昌毅

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画

1 趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体」という。）の成功に向けて、市民の英知と総力を結集し、第2次亀山市総合計画に掲げる「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいる」姿を目指し、「第76回国民体育大会亀山市開催基本方針」に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県・競技団体・関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるため、報道機関等と連携し、積極的な広報活動を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業など、本市の魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていくとともに、国体開催の経験をその後のまちづくりにつなげるよう努める。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会開催については、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営に努めるとともに、競技に必要な用具等の調達を遅滞なく行う。

(7) 施設

競技施設については、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重しつつ、最大限、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の利用も視野に入れた整備を行う。

(8) 式典

創意工夫をこらし、簡素で効率的な魅力ある式典とする。

(9) 宿泊

選手や監督、競技役員等の宿泊については、県等と緊密に連携を図り、安全で快適な宿舎が確保されるよう、配宿及び受け入れ体制を確立する。

(10) 医事・衛生

国体に関わる全ての方々の健康、安全を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等と連携を図るとともに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者関係機関と連携を図り、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 警備・消防

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防等関係機関と連携を図り、消防防災・警備体制を確立する。

3 年次計画

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)

年	2018年(3年前)	2019年(2年前)	2020年(1年前)	2021年(開催年)
開催地	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県
開催までの流れ	総合視察 (日体協・文科省) 会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催
庁内組織	国体推進G設置	庁内実施本部設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置
準備組織	実行委員会設置	総会開催	総会開催	総会開催
	常任委員会設置	常任委員会開催		
	総務企画専門委員会設置 競技式典専門委員会設置 宿泊衛生専門委員会設置 輸送交通専門委員会設置	総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催		
総務企画専門委員会	総務企画	開催方針策定 専門委員会規程作成 開催推進総合計画策定	運営ガイドライン検討 識別用品整備要項作成	業務必携作成(リハ大会) 業務必携作成(本大会)
	財務		協賛取扱要項作成	協賛募集
	広報		広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 ホームページ等情報発信	大会報告書編成方針作成
	市民運動		市民運動基本計画策定 市民運動の実践 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 ボランティア業務計画作成 ボランティア養成
	歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定 歓迎装飾実施要項作成 案内所設置要項作成 休憩所設置要項作成 売店設置要項作成 ガイドマップ検討	歓迎装飾実施(リハ大会) 案内所設置(リハ大会) 休憩所設置(リハ大会) 売店設置(リハ大会) ガイドマップ作成・配布
	競技		競技運営基本計画策定 競技用具整備計画作成 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画作成 開催基本計画(リハ大会)作成 大会実施要項(リハ大会)作成	競技別実施要項作成 組合せ抽選会実施要項作成 競技用具整備(リハ大会) 競技役員等決定・名簿作成 競技会係員・補助員編成・養成 リハーサル大会プログラム作成 デモスポ実施要項作成
	施設		施設整備基本計画策定 会場設営実施設計	会場設営(リハ大会) 会場設営(本大会)
	式典		式典基本計画策定 式典実施要項作成	競技別式典実施要領作成 炬火・採火式実施計画作成
	宿泊		宿泊基本計画策定 弁当調達要項作成 弁当調製施設選考基準作成	宿泊実施要項作成(リハ大会) 弁当調達(リハ大会)
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定 医療救護対策要項・要領作成 防疫対策要項・要領作成 食品衛生対策要項・要領作成 環境衛生対策要項・要領作成	救護所設置計画作成 救護所設置(リハ大会) 医事・衛生本部設置 救護所設置
輸送交通専門委員会	輸送・交通	輸送・交通基本計画策定 輸送業務実施要項作成 駐車場調査・確保	輸送実施計画作成 輸送実施(リハ大会) 駐車場管理運営要領作成	輸送・交通本部設置
	警備・消防		消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備本部設置(リハ大会) 消防防災・警備本部設置(本大会)

第7回三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

最終総会・解散
大会報告書作

三重とこわか国体亀山市競技運営基本計画

1 目的

三重とこわか国体において本市で開催される競技会については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、円滑で効率的な競技会運営を行うため、県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図り、準備に万全を期する。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図り、円滑で効率的に行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と協議の上、適正な配置を行う。

(3) 競技会場等の確保・整備

競技会場等の確保・整備については、県、競技団体等と協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、現有する競技用具を活用しながら、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者等と協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、関係機関等と協議の上、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の参加意識の向上とトップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会を創出するため、県、競技団体、関係機関等と協力して行う。

三重とこわか国体亀山市施設整備基本計画

1 目的

三重とこわか国体において、本市で開催される競技会の施設整備については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用に努め、競技運営に支障がないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

練習会場については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、整備する。

(4) 仮設給排水施設整備

接待所、トイレ等で、仮設給排水が必要と認められる箇所については、関係機関と協議の上、整備を行う。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

三重とこわか国体亀山市リハーサル大会開催基本計画

1 目的

三重とこわか国体（以下「国体」という。）の開催に備え、県の「第 76 回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、県、競技団体及び関係機関と協力して、競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

2 大会運営

大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

大会の運営は、原則として国体に準じて実施するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費において創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

3 内容

(1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 大会運営物品

ア 大会運営に必要な物品は既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。

イ 物品を新たに購入する場合は、国体での使用を考慮し、必要最小限とする。

(3) 競技運営

ア 競技運営

競技運営の主管は、競技団体とするが、市実行委員会との緊密な連携の下、合理的かつ効率的に行う。

イ 競技役員編成

競技役員等の編成は原則として国体に準じて行うが、競技団体等の実情に応じた編成とする。

ウ 競技記録の収集及び速報

競技記録の収集及び速報は競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録の収集、速報に努める。

(4) 施設

大会で使用する施設は、国体で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り国体と同じ条件により行う。また、大会運営に必要な仮設施設は、競技団体

および施設管理者と十分協議のうえ整備する。

(5) 式典

ア 開閉会式および表彰式

競技別開閉会式および表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障がないよう簡素化に努める。

イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

(6) 宿泊・医事・衛生

ア 宿泊

大会参加者が、それぞれの分野において、十分な活躍ができるよう関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

イ 医事・衛生

大会参加者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍および観覧ができるよう、関係機関等の協力を得て医事救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(7) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性、競技会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

(8) 広報・市民協働

国体開催に対する市民の理解を深め、市民総参加の実りのある大会を実現するため、各種広報活動および市民運動を展開する。

(9) 消防・警備

雑踏事故、火災その他の災害、事故等を未然に防止するため、消防防災・警備団体と連携し万全を期す。

(10) 歓迎・接伴

大会参加者等を温かく迎えるため、必要に応じて各競技会場等に歓迎装飾、案内所、休憩所等を配置する。また、関係機関等の協力を得て、必要に応じて各競技会場に売店等を設置する。

4 その他

この計画に定めるもののほか、大会開催に必要な事項は、各種基本計画に準じて実施する。

三重とこわか国体亀山市式典基本計画

1 目的

三重とこわか国体において、亀山市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものであり、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、簡素の中にも温もりのある内容とするために、創意工夫をこらした式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式は、関係機関及び関係団体等と協議の上、競技運営に支障がないように簡素化に努める。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議の上、実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、大会の開催機運を高めるため、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫を凝らしたイベントとする。

(4) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

三重とこわか国体亀山市情報通信基本計画

1 目的

三重とこわか国体において、亀山市で実施する情報通信業務については、県および競技団体との緊密な連携のもと、関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会運営に万全を期するものである。

2 内容

(1) 通信施設の整備

大会を円滑かつ効率的に行うため、選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種通信施設を整備する。

(2) 通信体制の整備

ア 競技会運営における通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制の整備を図る。

イ 記録・報道業務における通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための通信体制を整備する。

(3) 大会参加者への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報ならびに競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

